

# 東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業 における償還金の取扱い（処置済）

（独）中小企業基盤整備機構

95億0746万円(指摘金額)

## 事業の 概要

- ✓ （独）中小企業基盤整備機構は、政府出資金を財源として、東日本大震災等により被害を受けた6道県（注1）の中小企業者等に対して、6公益財団法人を通じて、施設の復旧等に必要な資金を貸し付ける支援事業を平成23年8月に創設  
（注1）北海道、青森、岩手、宮城、福島、千葉各県
- ✓ 機構は、6財団に事業の実施に必要な資金を無利子で貸し付ける6道県に対し、貸付けに係る資金の一部を無利子で貸付け（**機構貸付金**。うち貸付事業（注2）分786億円）  
（注2）6財団が中小企業者等に対して資金（**財団貸付金**）を貸し付ける事業
- ✓ 機構は、当初の財源（既存政府出資金）に加え、支援事業に充てるための**追加政府出資金**計500億円を国から受け、25年4月までの間に**全額を貸付事業に係る機構貸付金として青森県を除く5道県に交付**
- ✓ 中小企業者等からの財団貸付金の償還等により、令和6年4月までに6道県から機構へ償還された機構貸付金（**償還金**）は累計218億2913万円
- ✓ 独立行政法人は、不要財産のうち政府からの出資等に係るものは主務大臣の認可を受けて国庫に納付する必要あり

## 検査の 結果

- ✓ 償還金218億2913万円のうち、**追加政府出資金に係る償還金**は累計95億8127万円。このうち機構貸付金として再度交付（再使用）されたのは7381万円のみで、再使用されていない償還金の額（**保有額**）は**年々増加**（6年4月時点で**95億0746万円**）
  - ✓ 機構は、平成29年5月に追加政府出資金に係る償還金は再使用される可能性があるため不要財産に該当しないと整理。以降、不要財産に該当するか否か検討を行っていなかった
  - ✓ 機構貸付金の償還状況や財団貸付金の需要等（下記①②）を踏まえれば、保有額は**再使用する見込みがない**状況
    - ① 令和元年度から5年度までの財団貸付金の償還額の累計は交付額の累計の約2倍。また、貸付事業を継続中の3県（岩手、宮城、福島）では、既に交付された資金により、当面の間、財団貸付金の必要額が賄える見込み  
→ 当面の間、機構貸付金の交付は不要
    - ② 既存政府出資金に係る償還金は平成30年度分以降毎年度10億円超  
→ 仮に新たに機構貸付金を交付する必要が生じたとしても、既存政府出資金に係る償還金の再使用で**対応可能見込み**
- ⇒ 機構が保有する95億0746万円について、**再使用する見込みがないのに保有**していた事態は不適切

## 当局の 処置

- ✓ 機構は、令和6年11月に、追加政府出資金に係る償還金の保有額**95億0746万円**を不要財産として**国庫に納付**
- ✓ 機構は、7年3月に、今後発生する当該償還金を**年度ごとに国庫に納付**するよう**第5期中期計画を変更**

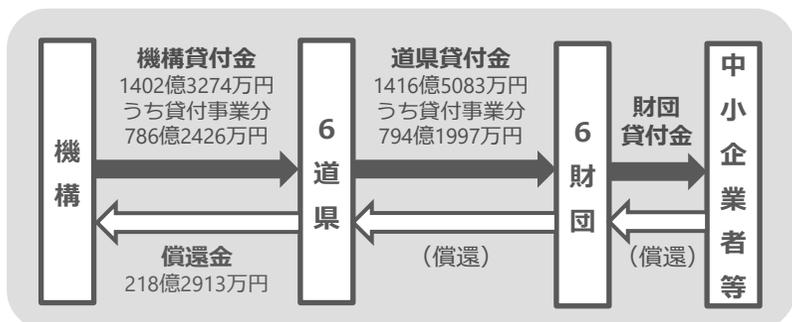
# 東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業 における償還金の取扱い（処置済）

（独）中小企業基盤整備機構

95億0746万円(指摘金額)

## 事業の概要

- （独）中小企業基盤整備機構は、政府出資金を財源として、東日本大震災等により被害を受けた6道県（注1）の中小企業者等に対して、6公益財団法人を通じて、施設の復旧等に必要な資金を貸し付ける事業を平成23年8月に創設  
（注1）北海道、青森、岩手、宮城、福島、千葉各県
- 機構は、6財団に事業の実施に必要な資金（道県貸付金）を無利子で貸し付ける6道県に対し、貸付けに係る資金の一部を無利子で貸付け（機構貸付金の交付）
- 当初の財源（既存政府出資金）に加え、24年に計500億円の追加政府出資金を国から受け、25年4月までに全額を貸付事業（注2）分として青森県を除く5道県に交付  
（注2）6財団が中小企業者等に資金（財団貸付金）を貸し付ける事業。岩手、宮城、福島の3県は、貸付事業継続中（令和5年度末時点）



（注3）金額は、制度創設から令和5年度末までの累計額（償還金除く）

- 中小企業者等からの償還等により、6道県から機構へ償還された償還金は累計218億2913万円（令和6年4月末現在）

## 検査の結果

償還金218億2913万円について検査したところ・・・

### 追加政府出資金に係る償還金95億8127万円

うち、機構貸付金として再度交付（再使用）されたのは7381万円のみ

⇒ 再使用されていない償還金の額（保有額）は年々増加（単位：万円）

平成27年4月末	28年4月末	29年4月末	...	令和5年4月末	6年4月末
1371	7381	1億3291	...	75億8196	95億0746

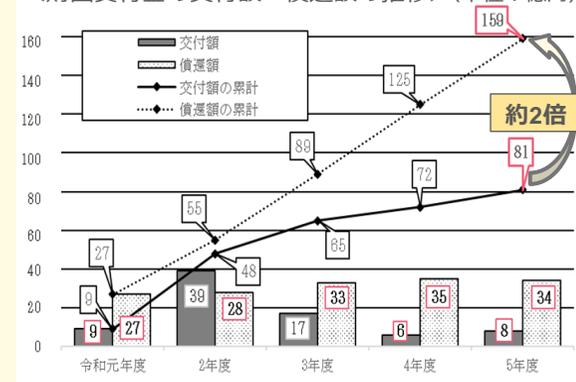
機構は、平成29年5月に追加政府出資金に係る償還金は再使用される可能性があるため不要財産に該当しないと整理して以降、不要財産に該当するか否か検討を行わず



機構貸付金の償還状況や財団貸付金の需要等をみると・・・

- ① 財団貸付金の交付額及び償還額の推移は右表のとおり。貸付事業継続中の3県は、既に交付された道県貸付金で財団貸付金の必要額が賄えると見込まれる状況  
⇒当面、機構貸付金の交付は不要

<財団貸付金の交付額・償還額の推移>（単位：億円）



- ② 既存政府出資金に係る償還金：平成30年度分以降毎年度10億円超  
⇒新たに機構貸付金を交付する必要が生じても、既存政府出資金に係る償還金の再使用で対応可能の見込み

上記を踏まえと

保有額95億0746万円は再使用する見込みがない状況

## 当局の処置

- ・ 機構は、6年11月に、追加政府出資金に係る償還金の保有額95億0746万円を不要財産として国庫に納付
- ・ 機構は、7年3月に、今後発生する当該償還金を年度ごとに国庫に納付するよう第5期中期計画を変更